

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P-V記入欄				I P O記入欄				備考 (基本設計工程)			
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										細則(*1)	評価日			評価者	規約(*2)		細則(*1)	評価日	評価者
1	8	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。	層について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												
2	9	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。	層毎のシステム構成要素について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												
3	10	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する) (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性	サブシステム分割について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サブシステム分割設計書												
4	11	3.1.3-1	アクセスバス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスバス」に限ること。	システム構成要素間アクセスバス表(※)が設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書												アクセスバスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.2-8 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.3版に記載されている「表 3.2-17 システム構成要素間のアクセスバス」及び「表 3.2-18 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースで許容されるアクセスバス」と同一内容の表。
				2		[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												
				3		ビジネスフロー管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				4		[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション(画面)に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				5		[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												
				6		業務アプリケーション(サービス)と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				7		[業務アプリケーション(バッチ)] 業務アプリケーション(バッチ)と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				8		[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・CRUDマトリックス(機能レベル)												
				9		[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												
				10		ビジネスルール管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				11		[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												
				12		[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												
				13		DBアクセス基盤サービスと他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)												
				14		[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスバス表に則っていること。	・CRUDマトリックス(機能レベル)												
5	12	3.1.3-2	サブシステム間アクセスバス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスバス」に限ること。													アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照)。	
6	14	3.1.4-1	アクセスバスのプロトコル	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスバス」に示すアクセスバスのプロトコルは、「RFC 7230～7235」で規定する「HTTP/1.1」とすること。	アクセスバスで使用するプロトコルが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P-V記入欄						I P-O記入欄						備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項番を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項番を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
7	15	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」、「業務アプリケーション(サービス)」、「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
8	16	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(2) サービスインタフェースは、次の①～⑪に従うこと。 ① URIを定義すること。 ② URIは、サービスインタフェースの版(バージョン)を特定できること。 ③ URIは、2000バイト以下とすること。 ④ URIは、マルチバイト文字は使用しないこと。 ⑤ セッションを使用しないこと。 ⑥ XMLスキーマを提供すること。 ⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを" RFC 4648"で定義された" Base64"仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。 ⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。 ⑨ HTTPステータスコードを定義すること。 ⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。 ⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。 ⑫ 受付ポート番号を設定すること。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
9	17	3.1.5-3	HTTPヘッダ	1	(1) サービスインタフェースのHTTPヘッダは、少なくとも次の①～③に従うこと。 ① 要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」を設定すること。 ② 要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」を設定すること。 ③ 応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に応答データに対応する適切な値を設定すること。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
10	17	3.1.5-4	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①～⑧とすること。 ① 200(OK) ② 400(リクエストが不正である) ③ 401(認証エラー) ④ 403(認可エラー) ⑤ 405(許可されていないメソッド) ⑥ 408(タイムアウト) ⑦ 500(サーバエラー) ⑧ 503(サービス利用不可) (2) ただし、システム構成要素のサービスインタフェース仕様において、HTTPステータスコードに別段の定めがあるときは、この限りでない。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
11	18	3.2.1-1	ビジネスプロセス	1	(1) 業務の流れは、ビジネスプロセスで定義すること。	業務の流れの定義方法が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
12	18	3.2.1-2	ビジネスプロセスの表記	1	(1) ビジネスプロセスは、" OMG" が定める" BPMN v2.0" で表記すること。	ビジネスプロセスの表記方法が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(2) ビジネスプロセスは、『別冊1 BPMN表記規則』に従い表記すること。														仕様(2)については、『別冊1 BPMN表記規則』の規約の適合確認結果に準ずる。	
13	18	3.2.1-3	ビジネスフロー管理の責務	1	(1) ビジネスフロー管理は、次の責務を担うこと。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理	ビジネスフロー管理が担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
14	18	3.2.1-4	ビジネスフロー管理のサービスインタフェース	1	(1) ビジネスフロー管理は、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース1」、「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。 (2) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「1.1.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースのURI」及び「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書(※) ・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)												※サービスインタフェース一覧(基本設計工程)に記載のない事項について確認する。	
				2	(3) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースは、配下のフローノードインスタンスがすべて「完了」状態であるビジネスプロセスインスタンスについては、当該ビジネスプロセスインスタンスが存在しないものとなして、適切な応答を行うこと。	ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				3	(4) 「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
15	24	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。	ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール(基本設計工程)													
16	24	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。 (2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」、「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理が管理する情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
17	25	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。 ② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	対象：仕様(1)① 業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル）													
				2		対象：仕様(1)② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持することが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													
				4	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」となることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													
				5	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。 ② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	対象：仕様(4)① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール（基本設計工程）													業務フロー図（BPMN／分析モデル）に分岐条件情報を取得するサービスタスクを設ける場合は、基本設計工程においても、詳細設計工程と同様の適合確認を行うものとする。
				6		対象：仕様(4)② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール（基本設計工程）													業務フロー図（BPMN／分析モデル）に連携先業務キーを取得するサービスタスクを設ける場合は、基本設計工程においても、詳細設計工程と同様の適合確認を行うものとする。
18	27	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①、②及び③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション（画面） ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス） ③ 業務アプリケーション（パッチ） (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。															アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。
19	28	3.2.2-1	業務アプリケーション（サービス）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	業務アプリケーション（サービス）が担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
20	28	3.2.2-2	業務アプリケーション（サービス）の類型	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの（「類型1」）。類型1は次の(a)～(c)を含む。 (a) 業務処理（「類型1」） (b) 分岐条件情報の提供（「類型1b」） (c) 連携先業務キーの提供（「類型1r」） ② 個別データベースに配置された次の(a)～(c)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 個別連携一時データ（「類型2B」） (c) 個別リソースデータ又は個別業務イベントデータ（「類型2C」）	業務アプリケーション（サービス）が仕様に記載された類型のいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション（サービス）の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）													
21	28	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション（サービス）との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス）の業務処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）の機能が整合していること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）													
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）はアプリケーションプログラムの単位を持って確保することが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P - V 記入欄					I P O 記入欄					備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(*1)	評価日	評価者			規約(*2)	細則(*1)	評価日	
22	29	3.2.2-4	業務アプリケーション（サービス）に対するアクセスバスの特例	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3.2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(a)あるいは(b)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、規約3.2.2-2①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）											アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。		
				2	(2) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスを禁止する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)～(c)であって、連携元のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス											アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。		
23	31	3.2.2-5	業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 類型1、類型1b及び類型1は、「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。 (2) 「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.1 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェースのURI」及び「2.1.2 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	業務アプリケーション（サービス） 類型1が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書（※） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）										※サービスインタフェース一覧（基本設計工程）に記載のない事項について確認する。	
24	33	3.2.2-6	業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 2Aは、「表 3.2.6 業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。 (2) 「表 3.2.6 業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Aが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）											
25	35	3.2.2-7	業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bは、異なるサブシステム間の連携を行うために、「表 3.2-7 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。 (2) 「表 3.2-7 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.1 業務アプリケーション（サービス） 類型2BのサービスインタフェースのURI」及び「2.2.2 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Bが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書（※） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）										※サービスインタフェース一覧（基本設計工程）に記載のない事項について確認する。	
26	37	3.2.2-8	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するアクセスバス	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(c)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、同一サブシステムの次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、「規約：3.2.2.2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）												アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。	
27	37	3.2.2-9	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの提供を可能とするサービスインタフェースを提供することができる。 (2) (1)で提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Cが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）											
28	38	3.2.3-1	業務アプリケーション（画面）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	業務アプリケーション（画面）が担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
29	38	3.2.3-2	業務アプリケーション（画面）の構成	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。 (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。	業務アプリケーション（画面）の構成について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
30	38	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様に準拠すること。 (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様に準拠すること。	WEBブラウザを利用した構成における制限について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P-V記入欄						I P O記入欄						備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項箇所を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項箇所を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
31	39	3.2.3-4	業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、アプリケーションプログラムの単位と整合すること。 (2) 業務アプリケーション（画面）は、画面群の単位とすること。	業務アプリケーション（画面）の単位について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(3) 画面群は、同一の機能特性を有する画面のみで構成すること。 (4) (3)の「同一の機能特性」は、次の①～④のいずれかとすること。 ① メニュー ② 検索 ③ 作成更新 ④ 参照	画面群が仕様に記載された「同一の機能特性」のいずれかに分類されており、かつ画面の概要が分類された「同一の機能特性」に即した内容となっていること。	・画面一覧（基本設計工程）													
				3	(5) 業務アプリケーション（画面）は、HTTPプロトコル（GETメソッド）により起動（画面の表示開始）を行うこと。 (6) 業務アプリケーション（画面）は、(5)の起動を行うURI（パラメータを含む）を定義すること。	業務アプリケーション（画面）の起動方式について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				4	(7) 異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移は、(6)のURIのみを用いて(5)により行うこと。	異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
32	40	3.2.3-5	業務アプリケーション（画面）とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)の業務アプリケーション（画面）は、「規約：3.2.3.4 業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限」の仕様(4)の③に該当する画面群とすること。	ユーザタスクの機能と、当該ユーザタスクに対応し、かつ「作成更新」の画面群に該当する業務アプリケーション（画面）の機能が整合していること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・機能一覧 ・画面一覧（基本設計工程）													
33	41	3.2.4-1	業務アプリケーション（バッチ）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（バッチ）は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を負うこと。 ① 予め定められた時間間隔あるいは日時に処理の実行を開始するもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。 ③ 「規約：3.2.9-1 外部システム連携の配置」の①～②に該当する外部システムからアクセスされるもの。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	業務アプリケーション（バッチ）が担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
34	41	3.2.4-2	業務アプリケーション（バッチ）とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて、業務の流れを制御する場合は、次のとおりとすること。 ① ビジネスプロセスに、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション（バッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達する。	対象：仕様(1)① ビジネスプロセスに、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・機能一覧 ・機能設計書													
				2		対象：仕様(1)② 業務アプリケーション（バッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達していること。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・機能一覧 ・機能設計書													
35	42	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を負う。	個別データベースが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
36	42	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①～④のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 個別連携一時データ ③ 個別リソースデータ ④ 個別業務イベントデータ (2) 個別データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述（ストアードプロシージャやトリガ）を配置してはならない。	個別データベースに配置する各エンティティのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・エンティティ一覧 ・エンティティ定義書													
37	43	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置する情報は、次の①～④とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報	個別連携一時データとして個別データベースに配置するエンティティのカラム情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・エンティティ定義書													
38	44	3.2.6-1	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、業務アプリケーションに含まれるビジネスルールを処理することができる。	ビジネスルール管理が担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(2) ビジネスルールは、「表 3.2-11 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。	ビジネスルール管理で処理するビジネスルールの種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・ビジネスルール定義書													
39	46	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を負う。	DBアクセス基盤サービスが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
40	46	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。 (2) DB基盤アクセスサービスの提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様（URI・入出力XML構造）』の「3.1.1 DBアクセス基盤のサービスインタフェースのURI」及び「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書（※） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）												※サービスインタフェース一覧（基本設計工程）に記載のない事項について確認する。	
				2	(3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）													

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P-V 記入欄						I P-O 記入欄						備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
41	50	3.2.7-3	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML	1	(1) DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースのXML Schemaにて、事件データを表現する要素について、次の①及び②に該当する場合は、スキーマ定義構文において、属性nillableに” true”を指定すること。 ① 文字列型である。 ② 共有データベースの対応する項目でnullを扱う。 (2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる要素に対応する事件データのみを更新対象とすること。 (3) 入力XML要素の定義と共有データベースの更新内容の対応づけは「表 3.2-13 入力XML要素の定義と共有データベースの更新内容の対応」に従うこと。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
42	51	3.2.7-4	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間	1	(1) 入出力項目に事件データを持つサービスインタフェースは、XML Schema定義において事件データ配下の要素に名前空間を設定すること。 (2) 事件データ配下の要素の名前空間は、次の①、②に従うこと。 ① コード仕様を管理する単位で名前空間を設けること。ただし、コード仕様を管理する単位内に同じコード値で意味が異なるコードが存在する場合は、コード値の意味が一意になるような適切な範囲で、さらに細分化した名前空間を設けること。 ② ①で設けた名前空間に、事件データ配下の対応する要素を定義すること。	事件データの名前空間について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
43	52	3.2.7-5	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限	1	(1) 「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWebブラウザを利用したアクセスは、HTTPメソッドがGETであるものに限る。	業務用PCのWebブラウザを利用したDBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースへのアクセスについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)													
44	52	3.2.7-6	共有データベースに対するアクセス	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」に定める方式で、共有データベースにアクセスすること。														本規約については、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」の適合確認結果に準ずる。	
45	53	3.2.8-1	共有データベースの責務	1	(1) 共有データベースは、共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	共有データベースが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
46	53	3.2.8-2	共有データベースに配置するデータ	1	(1) 共有データベースに配置するデータは、「事件データ」あるいは「書類データ」のいずれかに該当するデータとすること。 (2) 共有データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述（ストアドプロシージャやトリガ）を配置してはならない。	共有データベースに配置する各エンティティのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・エンティティ一覧 ・エンティティ定義書													
47	53	3.2.8-3	共有データベースへのアクセス	1	(1) 共有データベースは、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受ける機能を提供すること。 (2) ①のアクセスは、次の①～③に従うこと。 ① アクセスは、JDBC APIを使用すること。 ② データの操作は、ANSI/ISOにおいて標準化されたSQLとすること。 ③ ②のSQLは、SQL:1999(SQL99)に準拠すること。	DBアクセス基盤サービスから共有データベースへのアクセス方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書 ・標準コーディング規約（基本設計工程）													
48	54	3.2.9-1	外部システム連携の配置	1	(1) 内部システムが外部システムと連携する際に、両者の通信方式あるいは連携メカニズムが相違する場合は、システム構成要素として「外部システム連携」を「外部システム連携層」に配置すること。	外部システム連携の配置について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(2) ただし、外部システムが、次の①～⑭の場合は、この限りでない。 ① データウェアハウスシステム(SY47) ② 運用監視システム(SY58) ③ 優先権証明書交換システム(SY33) ④ 外国包袋参照システム(SY33-2) ⑤ 照会システム(海外／一般ドシエ)(SY35-2) ⑥ 電子現金納付システム(SY43) ⑦ DE料管理システム(SY05) ⑧ 紙出力共通システム(SY41) ⑨ 早期管理情報システム(SY44) ⑩ 共通データベース管理システム(SY45) ⑪ 情報ネットワークシステム(OA系サーバ)(SY50) ⑫ 外部機関システム ⑬ 外部システムが本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供しており、そのサービスインタフェースを利用する場合 ⑭ 内部システムが提供しているサービスインタフェースを外部システムが本仕様書に準拠して利用する場合	仕様(2)の①～⑭に該当しない外部システムとの連携は、外部システム連携を経由していること。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）													
49	54	3.2.9-2	外部システム連携の機能と単位	1	(1) 外部システム連携は、次の①～④のうち、内部システムと外部システム間の相違を交換するために必要な機能を有すること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能。 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能。 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能。 ④ ①～③を整合させる機能。	外部システム連携の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部システム連携設計書（基本設計工程） ・外部インタフェース一覧（基本設計工程） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）													
				2	(2) 外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位とすること。	外部システム連携の単位が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部インタフェース一覧（基本設計工程）													
50	55	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（画面） ③ 業務アプリケーション（サービス） ④ 業務アプリケーション（バッチ）														アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。	
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。															

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P-V記入欄					I P O記入欄					備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(*1)	評価日	評価者			規約(*2)	細則(*1)	評価日	
51	56	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ DBアクセス基盤サービス												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。	
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。													
52	57	3.2.9-5	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-15 外部システム連携に関するアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、RFC 7230～7235で規定する” HTTP/1.1” とすること。	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコルが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
53	58	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。	外部システム連携が内部システムに対してサービスインタフェースを提供することが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書											
				2	(2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠していること。	「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照											
				3	(3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-16 サービスインタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、ビジネスフロー管理的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」を参照											
				4		(1)のサービスインタフェースが、業務アプリケーション(サービス)的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」又は「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」及び「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」を参照											
				5		(1)のサービスインタフェースが、DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」に準拠していること。	「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」を参照											
54	61	3.3.1-1	サブシステム間の連携1（契機）	1	(1) サブシステム間で、契機を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 連携元サブシステムが、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できる場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」）を利用する。 ② ①の条件に該当しない場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムの業務アプリケーション（サービス）が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション（サービス）類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」）を利用する。	サブシステム間で、契機を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
				2		契機を授受する方法として連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」）を利用できる場合に、連携先サブシステムの業務アプリケーション（サービス）が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション（サービス）類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」）を利用していないこと。	・業務フロー図（BPMN／分析モデル） ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）											
55	61	3.3.1-2	サブシステム間の連携2（業務情報）	1	(1) サブシステム間で、業務情報を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 共有データベースを利用する。 ② 個別データベースを利用する。	サブシステム間で、業務情報を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
56	69	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。												重複データ解消に向けたプロセスを定めて実施することとする。	
57	69	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版（バージョン）により区別すること。	業務アプリケーションの版管理について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											
				2	(2) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。													
58	70	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システム構成要素間で使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。	システムが使用する文字について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書											

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【基本設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (基本設計工程)	想定記載設計成果物 (基本設計工程)	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考 (基本設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
59	71	3.4.4-1	システム利用者の認証・認可	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、システム利用者の本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。	業務アプリケーション（画面）の認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
60	71	3.4.4-2	システム構成要素間の認証・認可	1	(1) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (2) (1)の認証は、HTTPのベーシック認証とすること。 (3) (2)のベーシック認証用のアカウントは、仕様(1)の①～⑤がそれぞれ発行すること。 (4) (3)のアカウントを発行する単位は次の①～③とすること。 ① 同一サブシステムのシステム構成要素毎 ② 異なるサブシステムのシステム構成要素毎 ③ ①、②のシステム構成要素のうち業務アプリケーション（サービス）は類型毎 (5) (1)の認可は、本仕様書で定めるアクセスパスに準じてサービスの利用可否を判断すること。	サービスインタフェースの認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(6) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。	個別データベース及び共有データベースの認証・認可について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
61	73	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部 (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応づけて設定すること。 (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名 (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれで一意性を確保すること。 (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。													業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。		

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (詳細設計工程)	想定記載設計成果物 (詳細設計工程)	A P - V 記入欄				I P O 記入欄				備考 (詳細設計工程)		
								記載箇所 ※設計成果物名と表項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と表項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日			評価者	規約(*2)		細則(*1)	評価日
1	8	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」，「基盤機能層」，「共有DB層」からなる3層構造とすること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
2	9	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
3	10	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する) (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性													詳細設計工程では適合確認を行わない。
4	11	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスパス」に限ること。	設計成果物に記載されているアクセスパスがシステム構成要素間アクセスパス表（※）に則っていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											アクセスパスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.2-8 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.3版に記載されている「表 3.2-17 システム構成要素間のアクセスパス」及び「表 3.2-18 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースで許容されるアクセスパス」と同一内容の表。
				2	[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
				3	ビジネスフロー管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				4	[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション（画面）に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				5	[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
				6	業務アプリケーション（サービス）と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				7	[業務アプリケーション(バッチ)] 業務アプリケーション（バッチ）と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				8	[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス（処理レベル）												
				9	[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
				10	ビジネスルール管理と他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				11	[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
				12	[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
				13	DBアクセス基盤サービスと他のシステム構成要素との間に、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）												
				14	[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則っていること。	・CRUDマトリックス（処理レベル）												
5	12	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。	
6	14	3.1.4-1	アクセスパスの Protokol	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスパス」に示すアクセスパスの Protokolは、「 RFC 7230～7235” で規定する” HTTP/1.1” とすること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (詳細設計工程)	想定記載設計成果物 (詳細設計工程)	A P-V記入欄				I P-O記入欄				備考 (詳細設計工程)	
								記載箇所 ※設計成果物名と表項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と表項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(*1)	評価日			評価者	規約(*2)		細則(*1)
7	15	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」、「業務アプリケーション(サービス)」、「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
8	16	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) サービスインタフェースは、次の①～⑪に従うこと。 ① URIを定義すること。 ② URIは、サービスインタフェースの版(バージョン)を特定できること。 ③ URIは、2000バイト以下とすること。 ④ URIは、マルチバイト文字は使用しないこと。 ⑤ セッションを使用しないこと。 ⑥ XMLスキーマを提供すること。 ⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを" RFC 4648"で定義された" Base64"仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。 ⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。 ⑨ HTTPステータスコードを定義すること。 ⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。 ⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。 ⑫ 受付ポート番号を設定すること。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース設計書										
9	17	3.1.5-3	HTTPヘッダ	1	(1) サービスインタフェースのHTTPヘッダは、少なくとも次の①～③に従うこと。 ① 要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」を設定すること。 ② 要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」を設定すること。 ③ 応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に応答データに対応する適切な値を設定すること。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース設計書										
10	17	3.1.5-4	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①～⑧とすること。 ① 200(OK) ② 400(リクエストが不正である) ③ 401(認証エラー) ④ 403(認可エラー) ⑤ 405(許可されていないメソッド) ⑥ 408(タイムアウト) ⑦ 500(サーバエラー) ⑧ 503(サービス利用不可) (2) ただし、システム構成要素のサービスインタフェース仕様において、HTTPステータスコードに別段の定めがあるときは、この限りでない。	サービスインタフェースの方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース設計書										
11	18	3.2.1-1	ビジネスプロセス	1	(1) 業務の流れは、ビジネスプロセスで定義すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
12	18	3.2.1-2	ビジネスプロセスの表記	1	(1) ビジネスプロセスは、" OMG" が定める" BPMN v2.0" で表記すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。 仕様(2)については、『別冊1 BPMN表記規則』の規約の適合確認結果に準ずる。
				2	(2) ビジネスプロセスは、『別冊1 BPMN表記規則』に従い表記すること。												
13	18	3.2.1-3	ビジネスフロー管理の責務	1	(1) ビジネスフロー管理は、次の責務を担うこと。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理												詳細設計工程では適合確認を行わない。
14	18	3.2.1-4	ビジネスフロー管理のサービスインタフェース	1	(1) ビジネスフロー管理は、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース1」、「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。 (2) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースのURI」及び「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書										詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(3) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースは、配下のフローノードインスタンスがすべて「完了」状態であるビジネスプロセスインスタンスについては、当該ビジネスプロセスインスタンスが存在しないものとみなして、適切な応答を行うこと。												
				3	(4) 「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	サービスインタフェースのURIに版(バージョン)の情報がいないこと。	・サービスインタフェース設計書										
15	24	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
16	24	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。 (2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」、「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理が管理する情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・ビジネスプロセス設定設計書										

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 （詳細設計工程）	想定記載設計成果物 （詳細設計工程）	A P-V 記入欄						I P-O 記入欄						備考 （詳細設計工程）
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）			細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）	
17	25	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。 ② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	対象：仕様(1)① 業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書													
				2		対象：仕様(1)② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持していること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書													
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとなっていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書													
				4	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」となっていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・ビジネスプロセス設定設計書													
				5	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。 ② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	対象：仕様(4)① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル）													
				6		対象：仕様(4)② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル）													
18	27	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①、②及び③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション（画面） ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス） ③ 業務アプリケーション（パッチ） (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。														アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。	
19	28	3.2.2-1	業務アプリケーション（サービス）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
20	28	3.2.2-2	業務アプリケーション（サービス）の類型	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの（「類型1」）。類型1は次の(a)～(c)を含む。 (a) 業務処理（「類型1」） (b) 分岐条件情報の提供（「類型1b」） (c) 連携先業務キーの提供（「類型1r」） ② 個別データベースに配置された次の(a)～(c)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 個別連携一時データ（「類型2B」） (c) 個別リソースデータ又は個別業務イベントデータ（「類型2C」）	業務アプリケーション（サービス）が仕様に記載された類型のいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション（サービス）の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）													
21	28	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション（サービス）との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス）の業務処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）の機能が整合していること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）													
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	サービスタスクに対応する業務アプリケーション（サービス）が提供する1サービスインタフェースが1アプリケーションプログラムに対応していること（※）。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												※サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）において、アプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。	

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 （詳細設計工程）	想定記載設計成果物 （詳細設計工程）	A P - V 記入欄				I P O 記入欄				備考 （詳細設計工程）	
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則（*1）	評価日			評価者	規約（*2）		細則（*1）
22	29	3.2.2-4	業務アプリケーション（サービス）に対するアクセスバスの特例	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(a)あるいは(b)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、規約3.2.2-2①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）											アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。	
				2	(2) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスを禁止する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)～(c)であって、連携元のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス											アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。	
23	31	3.2.2-5	業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 類型1、類型1b及び類型1aは、「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。 (2) 「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様（URI・入出力XML構造）』の「2.1.1 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェースのURI」及び「2.1.2 業務アプリケーション（サービス） 類型1のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	業務アプリケーション（サービス） 類型1が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧 （詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書										
24	33	3.2.2-6	業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 2Aは、「表 3.2 6 業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。 (2) 「表 3.2 6 業務アプリケーション（サービス） 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Aが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧 （詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書										
25	35	3.2.2-7	業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bは、異なるサブシステム間の連携を行うために、「表 3.2-7 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。 (2) 「表 3.2-7 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様（URI・入出力XML構造）』の「2.2.1 業務アプリケーション（サービス） 類型2BのサービスインタフェースのURI」及び「2.2.2 業務アプリケーション（サービス） 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Bが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧 （詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書										
26	37	3.2.2-8	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するアクセスバス	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(c)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、同一サブシステムの次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、「規約：3.2.2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）												アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照）。
27	37	3.2.2-9	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの提供を可能とするサービスインタフェースを提供することができる。 (2) (1)で提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	業務アプリケーション（サービス） 類型2Cが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧 （詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書										
28	38	3.2.3-1	業務アプリケーション（画面）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
29	38	3.2.3-2	業務アプリケーション（画面）の構成	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。 (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
30	38	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様に準拠すること。 (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様に準拠すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 （詳細設計工程）	想定記載設計成果物 （詳細設計工程）	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考 （詳細設計工程）
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）			細則（※1）	評価日	評価者	規約（※2）	
31	39	3.2.3-4	業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、アプリケーションプログラムの単位と整合すること。 (2) 業務アプリケーション（画面）は、画面群の単位とすること。	業務アプリケーション（画面）に対応する1画面群が、1アプリケーションプログラムに対応していること（※）。	・画面一覧（詳細設計工程）												※画面一覧（詳細設計工程）において、画面群及びアプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。	
				2	(3) 画面群は、同一の機能特性を有する画面のみで構成すること。 (4) (3)の「同一の機能特性」は、次の①～④のいずれかとすること。 ① メニュー ② 検索 ③ 作成更新 ④ 参照														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				3	(5) 業務アプリケーション（画面）は、HTTPプロトコル（GETメソッド）により起動（画面の表示開始）を行うこと。 (6) 業務アプリケーション（画面）は、(5)の起動を行うURI（パラメータを含む）を定義すること。	業務アプリケーション（画面）の起動を行うURI（パラメータを含む）が、画面群毎に定義されていること。	・画面一覧（詳細設計工程）													
				4	(7) 異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移は、(6)のURIのみを用いて(5)により行うこと。	異なる業務アプリケーション（画面）間の遷移について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・画面遷移図 ・画面設計書（詳細設計工程）													
32	40	3.2.3-5	業務アプリケーション（画面）とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)の業務アプリケーション（画面）は、「規約：3.2.3.4 業務アプリケーション（画面）の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限」の仕様(4)の③に該当する画面群とすること。	「作成更新」の画面群に該当する業務アプリケーション（画面）が、「タスク完了」によって対応するユーザタスクの状態を「完了」としていること。	・画面設計書（詳細設計工程）													
33	41	3.2.4-1	業務アプリケーション（バッチ）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（バッチ）は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を担うこと。 ① 予め定められた時間間隔あるいは日時に処理の実行を開始するもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。 ③ 「規約：3.2.9-1 外部システム連携の配置」の①～②に該当する外部システムからアクセスされるもの。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
34	41	3.2.4-2	業務アプリケーション（バッチ）とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて、業務の流れを制御する場合は、次のとおりとすること。 ① ビジネスプロセスに、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション（バッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達する。	対象：仕様(1)① ビジネスプロセスに、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントが設けられていること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・機能一覧 ・バッチ設計書（詳細設計工程）													
				2		対象：仕様(1)② 業務アプリケーション（バッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達していること。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・機能一覧 ・バッチ設計書（詳細設計工程）													
35	42	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
36	42	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①～④のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 個別連携一時データ ③ 個別リソースデータ ④ 個別業務イベントデータ (2) 個別データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述（ストアードプロシージャやトリガ）を配置してはならない。	個別データベースに配置する各テーブルのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル一覧（詳細設計工程） ・テーブル設計書（詳細設計工程）													
37	43	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置する情報は、次の①～④とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報	個別連携一時データとして個別データベースに配置するテーブルのカラム情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル設計書（詳細設計工程）													
38	44	3.2.6-1	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、業務アプリケーションに含まれるビジネスルールを処理することができる。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) ビジネスルールは、「表 3.2-11 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。	ビジネスルール管理で処理するビジネスルールの種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・ビジネスルール管理設計書													
39	46	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担う。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
40	46	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。 (2) DB基盤アクセスサービスの提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様（URI・入出力XML構造）』の「3.1.1 DBアクセス基盤のサービスインタフェースのURI」及び「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書													
				2	(3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書													

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (詳細設計工程)	想定記載設計成果物 (詳細設計工程)	A P - V 記入欄						I P O 記入欄						備考 (詳細設計工程)
								記載箇所 ※設計成果物名と重項番を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と重項番を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)			細則(*1)	評価日	評価者	規約(*2)	
41	50	3.2.7-3	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML	1	(1) DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースのXML Schemaにて、事件データを表現する要素について、次の①及び②に該当する場合は、スキーマ定義構文において、属性nillableに” true”を指定すること。 ① 文字列型である。 ② 共有データベースの対応する項目でnullを扱う。 (2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる要素に対応する事件データのみを更新対象とすること。 (3) 入力XML要素の定義と共有データベースの更新内容の対応づけは「表 3.2-13 入力XML要素の定義と共有データベースの更新内容の対応」に従うこと。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース設計書													
42	51	3.2.7-4	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間	1	(1) 入出力項目に事件データを持つサービスインタフェースは、XML Schema定義において事件データ配下の要素に名前空間を設定すること。 (2) 事件データ配下の要素の名前空間は、次の①、②に従うこと。 ① コード仕様を管理する単位で名前空間を設けること。ただし、コード仕様を管理する単位内にて同じコード値で意味が異なるコードが存在する場合は、コード値の意味が一意になるような適切な範囲で、さらに細分化した名前空間を設けること。 ② ①で設けた名前空間に、事件データ配下の対応する要素を定義すること。	事件データの名前空間について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース設計書													
43	52	3.2.7-5	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限	1	(1) 「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWebブラウザを利用したアクセスは、HTTPメソッドがGETであるものに限る。	業務用PCのWebブラウザを利用したDBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースへのアクセスについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程)													
44	52	3.2.7-6	共有データベースに対するアクセス	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」に定める方式で、共有データベースにアクセスすること。														本規約については、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」の適合確認結果に準ずる。	
45	53	3.2.8-1	共有データベースの責務	1	(1) 共有データベースは、共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
46	53	3.2.8-2	共有データベースに配置するデータ	1	(1) 共有データベースに配置するデータは、「事件データ」あるいは「書類データ」のいずれかに該当するデータとすること。 (2) 共有データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述（ストアドプロシージャやトリガ）を配置してはならない。	共有データベースに配置する各テーブルのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル一覧（詳細設計工程） ・テーブル設計書（詳細設計工程）													
47	53	3.2.8-3	共有データベースへのアクセス	1	(1) 共有データベースは、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受ける機能を提供すること。 (2) (1)のアクセスは、次の①～③に従うこと。 ① アクセスは、JDBC APIを使用すること。 ② データの操作は、ANSI/ISOにおいて標準化されたSQLとすること。 ③ ②のSQLは、SQL:1999(SQL99)に準拠すること。	DBアクセス基盤サービスから共有データベースへのアクセス方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・標準コーディング規約（詳細設計工程）													
48	54	3.2.9-1	外部システム連携の配置	1	(1) 内部システムが外部システムと連携する際に、両者の通信方式あるいは連携メカニズムが相違する場合は、システム構成要素として「外部システム連携」を「外部システム連携層」に配置すること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) ただし、外部システムが、次の①～⑭の場合は、この限りでない。 ① データウェアハウスシステム(SY47) ② 運用監視システム(SY58) ③ 優先権証明書交換システム(SY33) ④ 外国包装参照システム(SY33-2) ⑤ 照会システム(海外／一般ドシエ)(SY35-2) ⑥ 電子現金納付システム(SY43) ⑦ DE料管理システム(SY05) ⑧ 紙出力共通システム(SY41) ⑨ 早期管理情報システム(SY44) ⑩ 共通テーブル管理システム(SY45) ⑪ 情報ネットワークシステム(OA系サーバ)(SY50) ⑫ 外部機関システム ⑬ 外部システムが本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供しており、そのサービスインタフェースを利用する場合 ⑭ 内部システムが提供しているサービスインタフェースを外部システムが本仕様書に準拠して利用する場合	仕様(2)の①～⑭に該当しない外部システムとの連携は、外部システム連携を経由していること。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）													
49	54	3.2.9-2	外部システム連携の機能と単位	1	(1) 外部システム連携は、次の①～④のうち、内部システムと外部システム間の相違を交換するために必要な機能を有すること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能。 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能。 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能。 ④ ①～③を整合させる機能。	外部システム連携の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部システム連携設計書（詳細設計工程） ・外部インタフェース一覧（詳細設計工程） ・外部インタフェース設計書 ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程） ・サービスインタフェース設計書													
				2	(2) 外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位とすること。	外部システム連携の単位が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部インタフェース一覧（詳細設計工程）													
50	55	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（画面） ③ 業務アプリケーション（サービス） ④ 業務アプリケーション（バッチ）														アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。	
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。															

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.3版 適合確認チェックリスト（本冊）【詳細設計工程】

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 （詳細設計工程）	想定記載設計成果物 （詳細設計工程）	A P-V記入欄				I P O記入欄				備考 （詳細設計工程）			
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		規約(#2)	確認箇所 ※設計成果物名と事項欄に記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		規約(#2)		
									細則(#1)	評価日	評価者	規約(#2)			細則(#1)	評価日	評価者	規約(#2)	
51	56	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ DBアクセス基盤サービス														アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う（「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照）。
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。														
52	57	3.2.9-5	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-15 外部システム連携に関するアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、RFC 7230～7235で規定する” HTTP/1.1” とすること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。
53	58	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠していること。	「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5 3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照												
				3	(3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-16 サービスインタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、ビジネスフロー管理的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理的なサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理的なサービスインタフェース」を参照												
				4		(1)のサービスインタフェースが、業務アプリケーション(サービス)的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」又は「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」及び「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」を参照												
				5		(1)のサービスインタフェースが、DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの事前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」に準拠していること。	「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの事前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」を参照												
54	61	3.3.1-1	サブシステム間の連携1（契機）	1	(1) サブシステム間で、契機を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 連携元サブシステムが、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できる場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」）を利用する。 ② ①の条件に該当しない場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムの業務アプリケーション（サービス）が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション（サービス）類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」）を利用する。	サブシステム間で、契機を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・連携処理方式設計書												
				2		契機を授受する方法として連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」）を利用できる場合に、連携先サブシステムの業務アプリケーション（サービス）が提供するサービスインタフェース（「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション（サービス）類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」）を利用していないこと。	・業務フロー図（BPMN／実行可能モデル） ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧（詳細設計工程）												
55	61	3.3.1-2	サブシステム間の連携2（業務情報）	1	(1) サブシステム間で、業務情報を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 共有データベースを利用する。 ② 個別データベースを利用する。	サブシステム間で、業務情報を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・連携処理方式設計書												
56	69	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。														重複データ解消に向けたプロセスを定めて実施することとする。
57	69	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版（バージョン）により区別すること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。														詳細設計工程では適合確認を行わない。
58	70	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システム構成要素間で使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。														詳細設計工程では適合確認を行わない。

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準 (詳細設計工程)	想定記載設計成果物 (詳細設計工程)	A P - V 記入欄				I P O 記入欄				備考 (詳細設計工程)		
								記載箇所 ※設計成果物名と事項箇所を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項箇所を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*1)	評価日			評価者	規約(*2)		細則(*1)	評価日
59	71	3.4.4-1	システム利用者の認証・認可	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、システム利用者の本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
60	71	3.4.4-2	システム構成要素間の認証・認可	1	(1) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (2) (1)の認証は、HTTPのベーシック認証とすること。 (3) (2)のベーシック認証用のアカウントは、仕様(1)の①～⑤がそれぞれ発行すること。 (4) (3)のアカウントを発行する単位は次の①～③とすること。 ① 同一サブシステムのシステム構成要素毎 ② 異なるサブシステムのシステム構成要素毎 ③ ①、②のシステム構成要素のうち業務アプリケーション（サービス）は類型毎 (5) (1)の認可は、本仕様書で定めるアクセスパスに準じてサービスの利用可否を判断すること。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(6) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
61	73	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部 (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応づけて設定すること。 (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名 (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれ一意性を確保すること。 (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。													業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		
										細則(*1)	評価日			評価者	規約(*2)	
1	2	別1 2. 1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にする											
2	2	別1 2. 1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」, 「表3-4「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にする	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)									
3	3	別1 2. 2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。											
4	4	別1 2. 3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)									
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)									
5	4	別1 2. 4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。	サブシステム毎に統一されたBPMN表記の方法が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)									
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるBPMN表記の方法が、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／分析モデル)									

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則 (*1)	評価日			評価者	規約 (*2)		細則 (*1)
1	2	別1 2. 1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にする。		・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル)										
2	2	別1 2. 1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」, 「表3-4 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にする。												
3	3	別1 2. 2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。	「識別子が必要な要素」に識別子が付与されており、「一意性を確保する範囲」において一意性が確保されていること。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル) ・ビジネスプロセス設定設計書										
				2		識別子に使用する文字が、マルチバイト文字を含まないこと。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル) ・ビジネスプロセス設定設計書										
4	4	別1 2. 3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (詳細設計工程)										
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN／実行可能モデル)										
5	4	別1 2. 4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。												
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。												

*1: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。
*2: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。
例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。
導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。